

# 相続・贈与関連の改正

平成24年度税制改正案

# 直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税非課税枠の拡大①

## ポイント

直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税の非課税枠が拡大・延長されます。

## 改正内容

### 1 住宅取得等資金の贈与税の非課税枠の拡大

父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税限度額（現行1,000万円）が次のようになります。

#### ①省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋の場合

- i 平成24年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 ⇒ 1,500万円
- ii 平成25年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 ⇒ 1,200万円
- iii 平成26年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 ⇒ 1,000万円

なお、東日本大震災により住宅用家屋が滅失等した者（当該住宅用家屋が原発警戒区域内に所在する者を含みます。以下、③までにおいて「東日本大震災の被災者」という）については非課税限度額が1,500万円とされています。

#### ②①以外の住宅用家屋の場合

- i 平成24年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 ⇒ 1,000万円
- ii 平成25年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 ⇒ 700万円
- iii 平成26年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 ⇒ 500万円

なお、東日本大震災の被災者については、非課税限度額が1,000万円とされています。

③適用対象となる住宅用家屋の床面積については、東日本大震災の被災者を除き、240m<sup>2</sup>以下

### 2 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の3年延長

住宅取得等資金の場合、親（贈与者）の年齢が65歳未満であっても相続時精算課税制度を選択できる特例の延長

## 適用時期

平成24年1月1日以後に贈与により取得する住宅等取得資金に係る贈与税について適用  
適用期限は平成26年12月31日まで

# 直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税非課税枠の拡大②

## 改 正 内 容

(単位:万円)

		暦年課税				相続時精算課税			
		現行	平成24年	平成25年	平成26年	現行	平成24年	平成25年	平成26年
①省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋	基礎控除/一般枠	110	110	110	110	2,500	2,500	2,500	2,500
	非課税枠	1,000	1,500	1,200	1,000	1,000	1,500	1,200	1,000
	合 計	1,110	1,610	1,310	1,110	3,500	4,000	3,700	3,500
②①以外の住宅用家屋	基礎控除/一般枠	110	110	110	110	2,500	2,500	2,500	2,500
	非課税枠	1,000	1,000	700	500	1,000	1,000	700	500
	合 計	1,110	1,110	810	610	3,500	3,500	3,200	3,000

## — 具体例 —

平成24年に父が長男へ5,000万円を贈与し、長男が上記①の住宅を取得した場合



### 暦年課税を選択した場合

$$\begin{aligned} 5,000\text{万円} - 110\text{万円} - 1,500\text{万円} &= 3,390\text{万円} \\ 3,390\text{万円} \times 50\% - 225\text{万円} &= 1,470\text{万円} \\ \rightarrow \text{贈与税の納税額} &1,470\text{万円} \end{aligned}$$

### 相続時精算課税を選択した場合

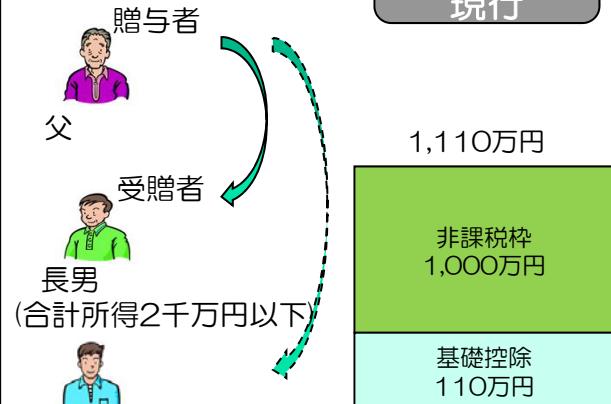
$$\begin{aligned} 5,000\text{万円} - 2,500\text{万円} - 1,500\text{万円} &= 1,000\text{万円} \\ 1,000\text{万円} \times 20\%(\text{一律}) &= 200\text{万円} \\ \rightarrow \text{贈与税の納税額} &200\text{万円} (\text{=相続税の前払い}) \end{aligned}$$

住宅取得等資金の場合、親（贈与者）の年齢が65歳未満であっても相続時精算課税制度を選択できる特例の延長

# 直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税非課税枠の拡大③

## 解説

### 【暦年課税】



- ①省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋の場合
- ②①以外の住宅用家屋の場合

現行

平成24年

平成25年

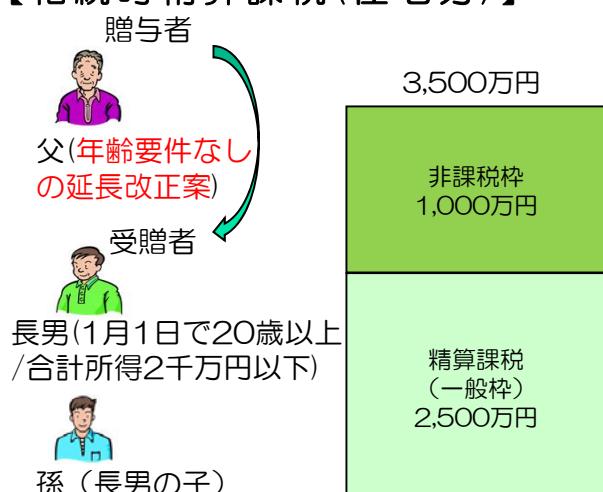
平成26年

1,610万円	1,110万円
① 非課税枠 1,500万円	② 非課税枠 1,000万円
基礎控除 110万円	基礎控除 110万円

1,310万円	810万円
① 非課税枠 1,200万円	② 非課税枠 700万円
基礎控除 110万円	基礎控除 110万円

1,110万円	610万円
① 非課税枠 1,000万円	② 非課税枠 500万円
基礎控除 110万円	基礎控除 110万円

### 【相続時精算課税(住宅分)】



4,000万円	3,500万円
① 非課税枠 1,500万円	② 非課税枠 1,000万円
精算課税(一般枠) 2,500万円	精算課税(一般枠) 2,500万円

3,700万円	3,200万円
① 非課税枠 1,200万円	② 非課税枠 700万円
精算課税(一般枠) 2,500万円	精算課税(一般枠) 2,500万円

3,500万円	3,000万円
① 非課税枠 1,000万円	② 非課税枠 500万円
精算課税(一般枠) 2,500万円	精算課税(一般枠) 2,500万円

# 相続税の連帯納付義務に関する措置

## ポイント

相続税の連帯納付義務について一定の場合には解除される措置が講じられます。

## 改正内容

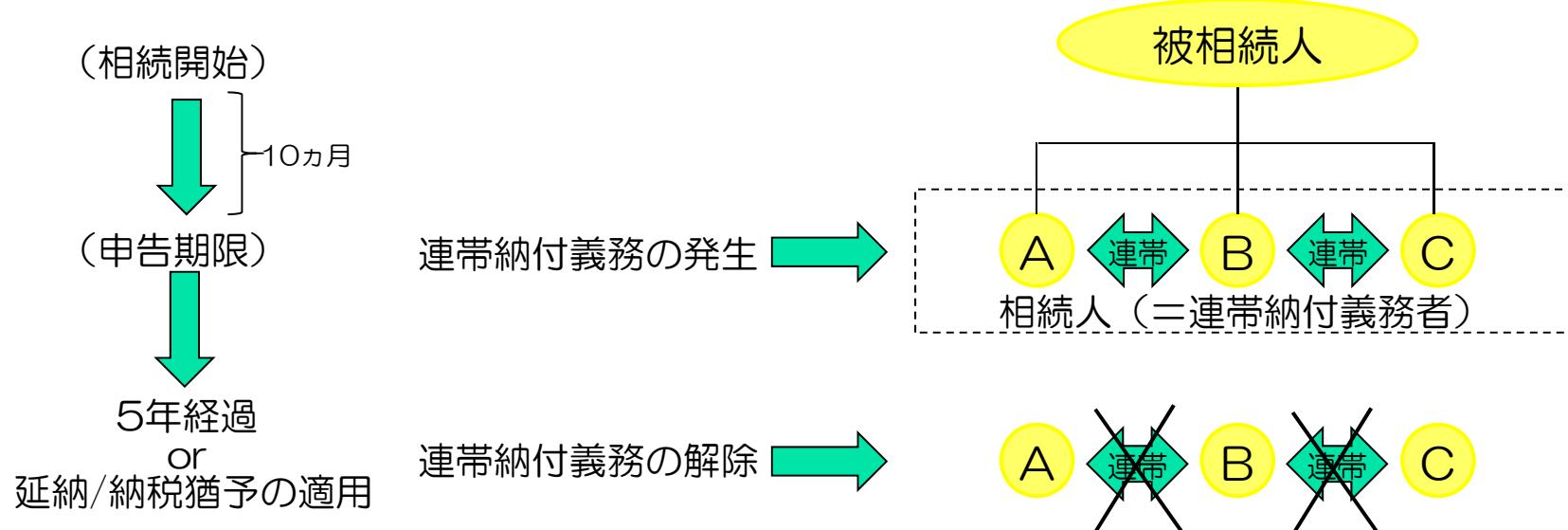
### 相続税の連帯納付義務に関する措置

相続税の連帯納付義務について、①と②の場合には、連帯納付義務が解除されます。

①申告期限等から5年を経過した場合

(申告期限等から5年を経過した時点で連帯納付義務の履行を求めているものは除く)

②納税義務者が延納又は納税猶予の適用を受けた場合



## 適用時期

平成24年4月1日以後に申告納期限等が到来する相続税について適用。但し、同日において滞納となっている相続税についても、上記の改正と同様の扱いとされます。

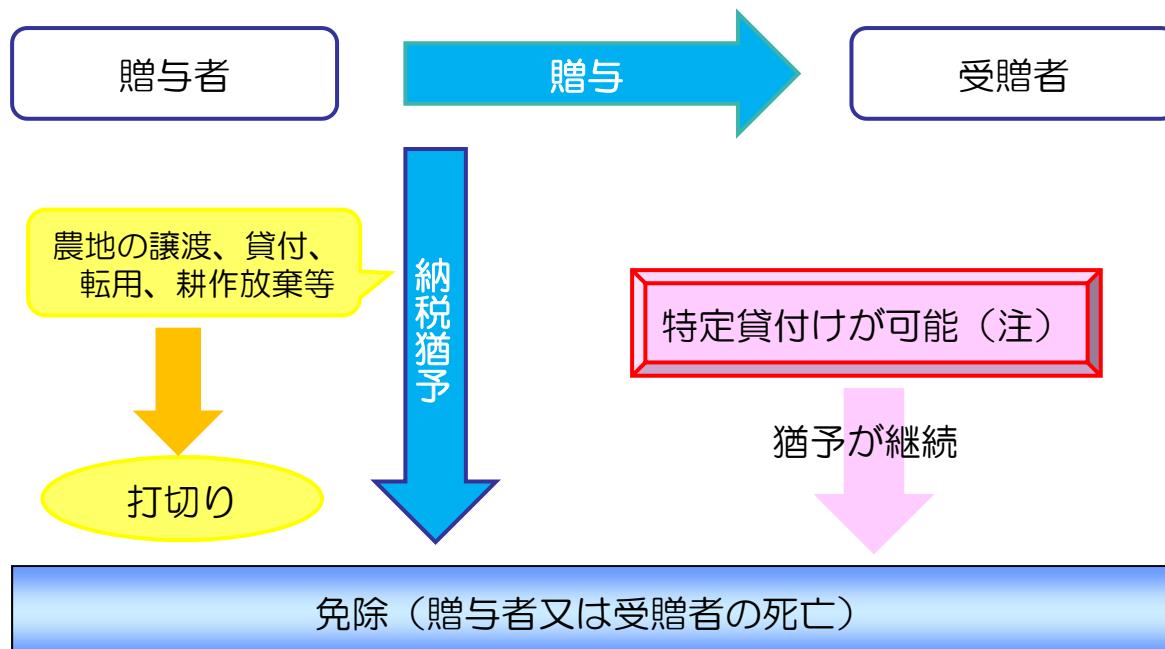
# 農地等に係る贈与税の納稅猶予を適用している場合の貸付けの特例等の創設

## ポイント

相続税の納稅猶予については、農地を貸し付ける場合に猶予が継続できる特例が既に認められておりますが、贈与税の納稅猶予についても同様の特例が講じられます。

## 改正内容

農地等を贈与した場合の贈与税の納稅猶予について、10年以上（貸付け時において65歳未満である場合には、20年以上）納稅猶予の適用を受けている受贈者が、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき農地等を貸し付けた場合には、相続税の納稅猶予を適用している場合の特定貸付けの特例と同様の措置が講じられます。



(出典) 農林水産省

# その他の相続税・贈与税の改正

## ポイント

山林に関する相続税・贈与税については、林業事業者の現状や森林法の改正内容を踏まえ、森林施業の集約化や路網整備の徹底といった政策目的の達成が的確になされるよう、納稅猶予制度が創設されます。

## 改正内容

### (1) 林業経営の継続を確保するための納稅猶予【新設】

林業経営相続人が、森林経営計画（市町村長等の認定・農林水産大臣の確認を受けたものに限る。以下「認定計画」という）が定められている区域内に存する山林（立木及び林地）について当該認定計画に従って施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して取得し、当該認定計画に基づいて引き続き施業を継続していく場合には、その林業経営相続人が納付すべき相続税額のうち、その山林（施業及び路網整備を行う区域内に存するもののうち一定のものに限る）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納稅を猶予する措置が講じられます。

（注）「林業経営相続人」とは、被相続人の推定相続人であって、認定計画が定められている区域内に存する山林を一括して取得することにつき、農林水産大臣の確認を受けた後継者をいいます。

### (2) 森林法の改正による森林施業計画から森林経営計画への変更に伴う所要の措置【延長・拡充等】

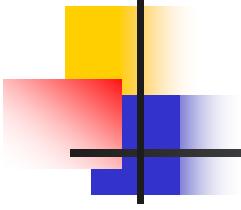
特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例及び計画伐採に係る相続税の延納等の特例について、森林法の改正による森林施業計画から森林経営計画への変更に伴う所要の措置が講じられます。

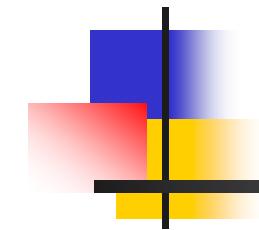
### (3) 相続税・贈与税の延納手続等に関する措置【延長・拡充等】

相続税・贈与税の延納手続等について、災害その他のやむを得ない事情が生じた場合には、納稅者の準備期間又は国（税務署）の審査期間に国税通則法第11条の規定により申告期限等が延長された期間等を加算する等の措置が講じられます。

## 適用時期

（3）につき平成24年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用





# 個人所得課稅

平成24年度税制改正案

# 給与所得控除の見直し①（上限設定）

## ポイント

給与所得者の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも増加するとは考えられないこと、また、主要国においても定額又は上限があること等から、新たに上限が設けられます。

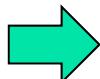
## 改正内容

給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いて算出しますが、この給与所得控除額について、上限を設けるよう見直されます。

例えば、給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円が上限になります。

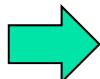
### [現 行]

給与収入額（A）	給与所得控除額
180万円以下	A×40%（最低65万円）
180万円超360万円以下	(A-180万円)×30%+72万円
360万円超660万円以下	(A-360万円)×20%+126万円
660万円超1,000万円以下	(A-660万円)×10%+186万円
1,000万円超1,500万円以下	(A-1,000万円)×5%+220万円
1,500万円超	(A-1,000万円)×5%+220万円



### [改正案]

給与収入額（A）	給与所得控除額
180万円以下	A×40%（最低65万円）
180万円超360万円以下	(A-180万円)×30%+72万円
360万円超660万円以下	(A-360万円)×20%+126万円
660万円超1,000万円以下	(A-660万円)×10%+186万円
1,000万円超1,500万円以下	(A-1,000万円)×5%+220万円
1,500万円超	245万円



※個人住民税についても同じように影響を受けます。

## 適用時期

所得税 平成25年分以後から適用

個人住民税 平成26年度分以後から適用

# 給与所得控除の見直し②（特定支出控除）

## ポイント

特定支出の範囲を拡大し、適用判定・計算方法が見直されます。

## 改正内容

### (1) 範囲の拡大

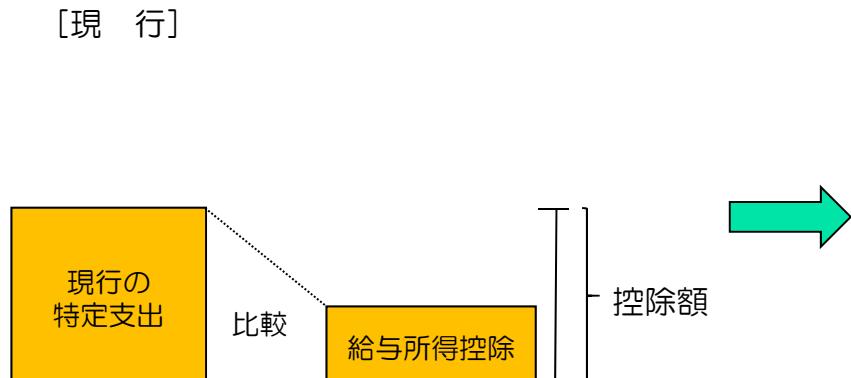
- ①職務遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費
- ②職務と関連のある図書の購入費、職場で着用する衣服の衣服費などの勤務必要経費

### (2) 適用判定・計算方法の見直し

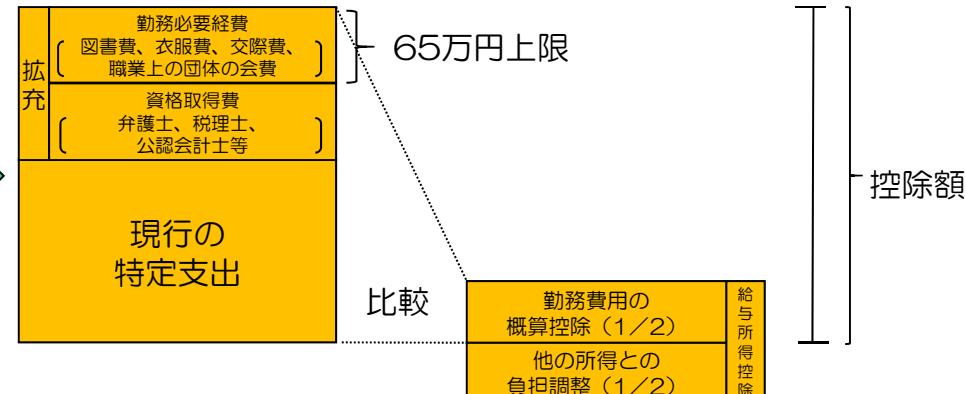
特定支出の額の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める金額を超える場合は、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することができます。

- ①給与収入が1,500万円以下の場合 ⇒給与所得控除額の2分の1に相当する金額
- ②給与収入が1,500万円を超える場合⇒125万円

[現 行]



[改正案]



(出典) 第21回税制調査会会議資料

## 適用時期

所得税 平成25年分以後から適用

個人住民税 平成26年度分以後から適用

# 退職所得課税の見直し

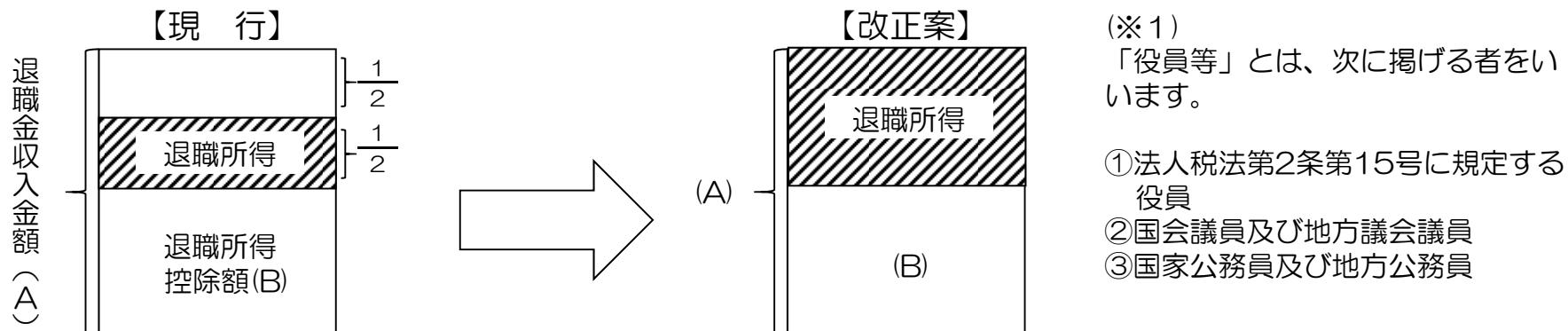
## ポ イ ン ト

勤続年数5年以下の法人役員等の退職所得について、「2分の1課税」が廃止されます。

## 改 正 内 容

- ① 勤続年数が5年以下の役員等については、退職手当等の支払者から役員等の勤続年数に対応するものとして支払を受けるものに係る退職所得の課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置が廃止されます。
- ② ①に伴い、役員退職手当等と役員退職手当等以外の退職手当等がある場合の退職所得の計算方法、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法並びに退職所得の源泉徴収票の記載事項及び様式などについて所要の措置が講じられます。

### 【勤続年数5年以下の法人役員等(※1)の退職所得】



## 適 用 時 期

所得税 平成25年分以後について適用

個人住民税 平成25年1月1日以後支払われるべき退職手当等について適用

# 扶養控除等申告書等の源泉徴収義務者保管規定の法令化

## ポイント

給与所得者等から提出を受けた源泉徴収関係書類の保管・提出について、法令化されます。

## 改正内容

給与所得者



源泉徴収義務者を  
経由して税務署長に提出



(扶養控除等申告書等)

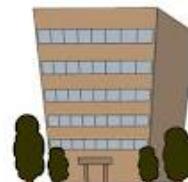
源泉徴収義務者



**現行の取扱い**

税務署長は必要がある場合には提出を求め、  
源泉徴収義務者において保管（所得税基本通達等）

税務署



《実務上》  
源泉徴収義務者は、  
扶養控除等申告書等を  
保管の上、給与等の  
源泉徴収の際活用

**改正案**

法令上、必要がある場合の税務署への提出規定及び源泉徴収義務者の  
保管規定を創設し、現行の取扱いを明確化

※ 「扶養控除等申告書等」には、配偶者特別控除申告書、保険料控除申告書、退職所得者の受給に  
関する申告書、財形住宅（年金）貯蓄申告書等が含まれます。

（出典）第21回税制改正調査会会議資料

## 適用時期

平成25年1月1日以後に提出すべき申告書等から適用

# 給与支払報告書等の電子データによる提出義務の創設

## ポイント

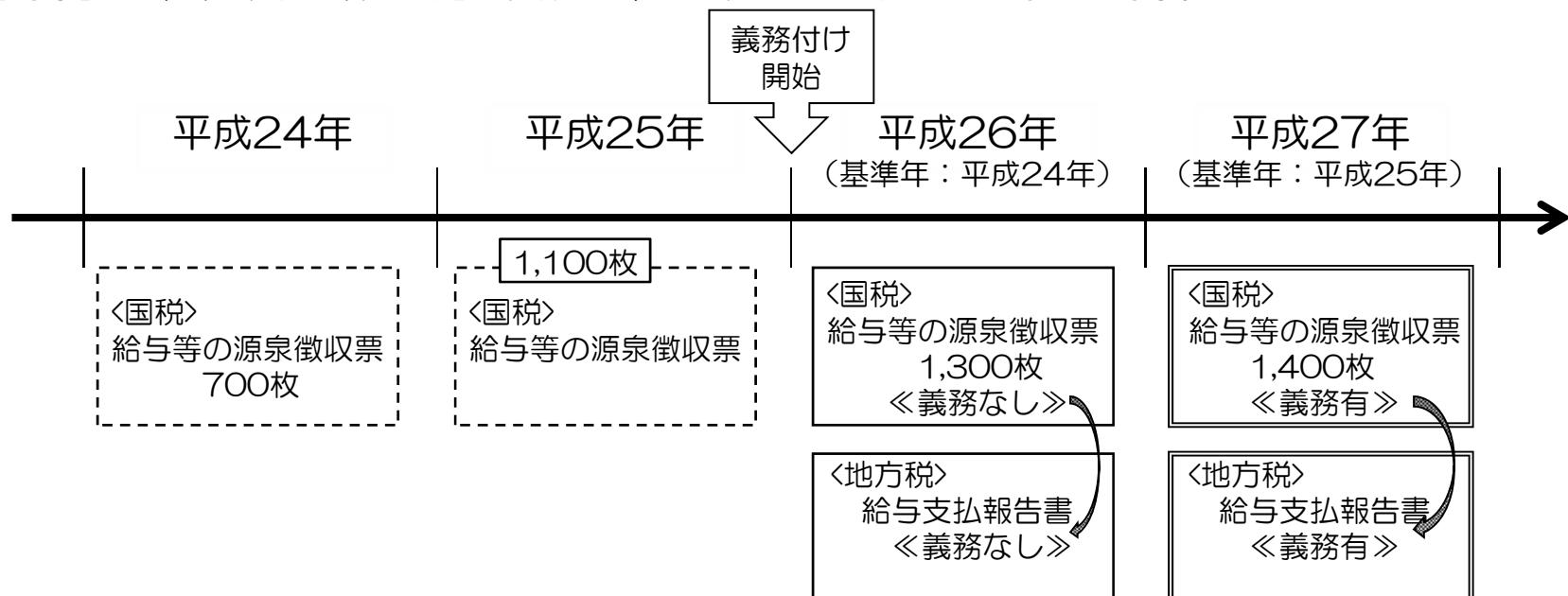
国税において給与等及び公的年金等に係る源泉徴収票についてe-Tax又は光ディスク等による提出を義務付けられる者に係る給与支払報告書等について、オンライン又は光ディスク等による提出を義務付けられます。

(注) 「オンライン」とは、eLTAX（エルタックス）の電子申告をいいます。

「光ディスク等」とは、光ディスク、磁気テープ又は、磁気ディスクをいいます。

## 改正内容

【対象】基準年（前々年）の提出枚数が1,000枚以上である法定調書が対象。



(出典) 第18回税制調査会会議資料

## 適用時期

平成26年1月1日以後に提出すべき調書から適用

# 給与等・退職手当等に係る源泉所得税の納期の特例の見直し

## ポ イ ン ト

給与等・退職等に係る源泉所得税の納期の特例が見直され、納期限の特例が廃止されます。

## 改 正 内 容

### 【源泉所得税の納付期限】

[現 行]

原則 [全ての源泉所得]  
支払日の翌月10日までに納付

給与等の納期の特例（所得税法）  
〔給与等の支払を受ける者が〕  
常時10人未満等の場合  
1月～6月分 → 7月10日  
7月～12月分 → 翌年1月10日  
までに納付することができます。

納期限の特例（租税特別措置法）  
〔税務署に届出をした者のうち、  
各年の年末の納付状況をチェック  
し滞納税額がない場合〕  
(1月～6月分 同 左)  
7月～12月分 → 翌年1月20日  
までに納付することができます。

- 昭和42年創設

創設（昭和60年度）以後25年超を経過し、制度が定着

- 近年においては、納期の特例の適用者の大部分（約95%）が納期限の特例を届出
- 納期限の特例の届出者のうち、要件を満たさない者の割合は僅少

[改正案]

原則 [全ての源泉所得]  
支払日の翌月10日までに納付

給与等の納期の特例（所得税法）  
〔給与等の支払を受ける者が〕  
常時10人未満等の場合  
1月～6月分 → 7月10日  
7月～12月分 → 翌年1月20日  
までに納付することができます。

（出典）第21回税制改正調査会会議資料

## 適 用 時 期

平成24年7月1日以後に支払うべき給与等及び退職手当等について適用

# 外国親法人から付与された株式等を取得する権利の行使等

## ポ イ ン ト

外国親法人から内国子法人の従業員等に対して株式等が付与されたことによる所得の申告漏れが多数把握されている状況を踏まえ、外国株式等を取得する権利の行使等及び株価連動型給与の支給に関する調書を提出する制度が創設されます。

## 改 正 内 容

### 【報告対象者】

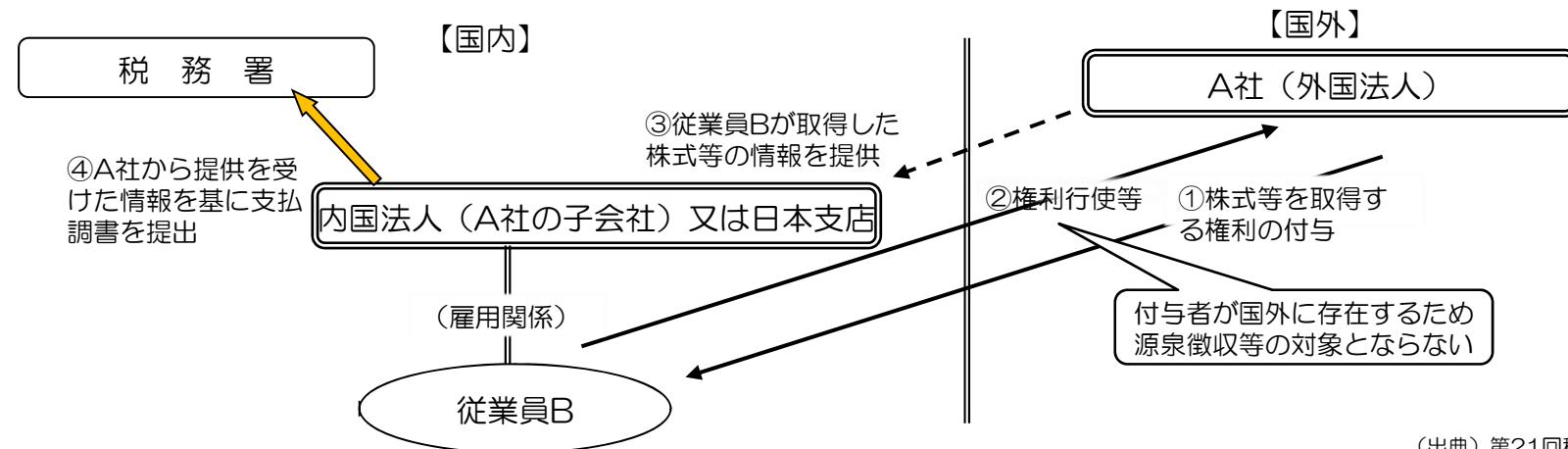
- ・外国法人が発行済株式等の50%以上を保有する内国法人の役員又は従業員である居住者
- ・外国法人の国内にある支店の役員又は従業員である居住者

### 【報告対象事由】

- ・外国法人から付与された株式等を取得する権利(ストック・オプション)の行使等をした場合
- ・外国法人から株式の価格等に連動して支給額が決定される給与等の支払を受けた場合

### 【提出時期】

行使等又は支払があった日の属する年の翌年3月31日までに提出



(出典) 第21回税制調査会会議資料

## 適 用 時 期

平成25年1月1日以後に提出すべき調書から適用

# 特定中小会社の適用対象範囲の拡大

## ポイント

特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例の適用対象となる株式会社の範囲に、特定地域再生事業を行う株式会社が加わることになります。

## 改正内容

地域再生法の一部改正に伴い、特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例の適用対象となる株式会社の範囲に、地域再生法に規定する特定地域再生事業（仮称）を行う次に掲げる要件を満たす株式会社が加わることになります。

- (1) 認定地域再生計画に記載されている地域における課題の解決に資する事業で①社会福祉の増資に関する事業又は②環境の保全に関する事業を行う会社として認定地方公共団体からの指定を受けた日から3年以内の会社であること。
- (2) 常時雇用する従業員の数が2人以上であること。
- (3) 認定地域再生計画に記載されている事業を専ら行う株式会社であること。
- (4) 中小企業者であること。
- (5) 特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の6分の5を超える会社でないこと。
- (6) 金融証券取引所に上場されている株式等の発行者である会社でないこと。
- (7) 発行済株式の総数の2分の1を超える数の株式が一の大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係にある法人の所有に属している会社又は発行済株式の総数の3分の2以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社でないこと。
- (8) 風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこと。

## 適用時期

平成26年3月31日までに地域再生法の規定による指定を受けた株式会社について適用

# その他の所得税・住民税の改正

## ポイント

こども・子育て新システムに基づく給付は、所得税が課税されないことになります。

## 改正内容

- (1) 下記のものについて、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、①所得税（個人住民税）を課さない及び②国税（地方税）の滞納処分による差押えの禁止の措置を講じることになります。
  - ①子ども・子育て新システムに基づく給付
  - ②平成24年度以降の子どものための現金給付
  - ③雇用保険法の失業等給付
- (2) 医療費控除の対象範囲の拡大
 

所得税、個人住民税における医療費控除の対象範囲に、介護福祉士等が診療の補助として行う喀痰吸引等に係る費用の自己負担分を加えることになります。
- (3) 本人確認書類の範囲の拡大
 

所得税法及び租税特別措置法等の規定による本人確認の際に提示すべき書類の範囲に、運転経歴証明書と療育手帳を追加することになります。
- (4) 適格退職年金制度に関する措置
 

平成24年3月31日をもって廃止される適格退職年金制度に関し、以下のものについて、現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置を講じることになります。

  - ①いわゆる閉鎖型の適格退職年金契約のうち、事業主が存在しないもの
  - ②いわゆる閉鎖型の適格退職年金契約のうち、厚生年金保険未適用事業所の事業主が締結しているもの
- (5) 退職所得申告書等の保管・提出
 

特別徴収義務者が退職手当等の支払を受ける者等から提出を受けた退職所得申告書等の保管・提出について、国税における源泉徴収関係書類の保管・提出の取扱いの法令化を踏まえ、所要の措置を講じることになります。
- (6) 寡婦（寡夫）控除（地方税）の申告手続きの簡素化
 

公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出が不要になります。

## 適用時期

- (5) 平成25年1月1日以後に提出すべき退職所得申告書等について適用
- (6) 平成26年分以後の個人住民税について適用

# 平成24年分の所得税から適用されるもの

## ポ イ ン ト

平成23年度以前の改正事項のうち、平成24年分の所得税から適用されるものがあります。

## 改 正 内 容

### 1. 生命保険料控除の見直し

- ①平成24年1月1日以後の契約（以下「新契約」といいます。）に係る一定の保険料について、介護医療保険控除が適用されることになりました。
- ②新契約に係る一般生命保険料控除・個人年金保険料控除・介護医療保険料控除の適用限度額は、それぞれ4万円とされます。
- ③平成23年12月31日以前の契約については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額5万円）が適用されます。

### 2. 自動車などを使用して通勤する給与所得者に係る通勤手当の非課税限度額の見直し

- ①運賃相当額が距離比例額を超える場合に、運賃相当額までが非課税とされる措置が廃止されました。
- ②この改正は、平成24年1月1日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。

### 3. 給与等の支払事務所等の移転があった場合の源泉所得税の納稅地についての取扱いの見直し

- ①給与等の支払事務所の移転があった場合には、移転前の支払に対する源泉所得税の納稅地も、移転後の給与等の支払事務所等の所在地とすることとされました。
- ②この改正は、平成24年1月1日以後に源泉所得税を納付する場合について適用されます。

## 適 用 時 期

平成24年分の所得税より適用

# 所得課税の検討事項

## 検討事項

### [国税]

#### ①寄附金控除の年末調整対象化

源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、引き続き実務的・技術的な観点から実施可能であるかどうかの検討を行います。

#### ②社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置法の見直し

会計検査院から指摘された制度の適用対象となる基準のあり方等に留意しつつ、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の趣旨に沿ったものとなるよう、課税の公平性の観点を踏まえ、厚生労働省において適用実態を精査した上で、平成25年度税制改正において検討することとします。

### [地方税]

#### ①生命保険料控除等のあり方の見直し

生命保険料控除など政策目的へのインセンティブの色彩が強い控除のあり方については、個人住民税の「地域社会の会費」としての性格や地域主権改革の推進等の観点のほか、公的保障の補完としての性格や国民の自助努力の支援等の観点を踏まえ、検討することとします。

#### ②事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置の見直し

国民皆保険の中で必要な医療を提供するという観点や税負担の公平を図る観点を考慮した上で、地域医療を確保するために必要な措置について引き続き検討することとします。

#### ③事業税における医療法人に対する軽減税率の見直し

税負担の公平を図る観点や、地域医療を確保するために必要な具体的措置等についてこれまでの議論を踏まえつつ、平成25年度税制改正において検討することとします。

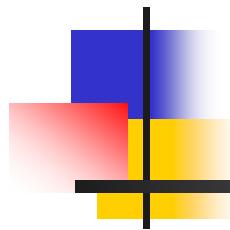
### [国税・地方税共通]

#### ①配偶者控除の見直し

配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、引き続き、抜本的に見直す方向で検討します。

#### ②金融証券税制の見直し

投資リスクの軽減等を通じて一般の投資家が一層投資しやすい環境を整えるため、平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率となることを踏まえ、その前提の下、平成25年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討します。



# 土地住宅税制

平成24年度税制改正案

# 居住用財産の買換え等の課税の特例の延長

## ポイント

居住用財産の譲渡にあたり、譲渡益又は譲渡損が生じた場合に応じて、それぞれ税制上の特例措置が延長されます。

## 改正内容

項目	制度の内容	取扱い（適用期限等）
(1) 居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例	個人が所有期間10年超の居住用財産を譲渡し、新たに一定の居住用財産を取得した場合に譲渡益が発生したときは、課税を繰り延べられます。	①譲渡資産の譲渡対価に係る要件が2億円以下から1.5億円以下に縮小されます（平成24年1月1日以後の譲渡から適用）。 ②適用年度が2年間延長
(2) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除	個人が所有期間5年超の居住用財産を譲渡し、新たに一定の居住用財産を取得した場合に譲渡損失が発生したときは、他の所得との損益通算及び翌年以降3年間の繰越控除が認められます。	適用年度が2年間延長
(3) 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除	個人が所有期間5年超の居住用財産を譲渡し、譲渡損失が発生したときは、譲渡した資産に係る住宅ローン残高から譲渡価格を控除した額を限度に、他の所得との損益通算及び翌年以降3年間の繰越控除が認められます。	適用年度が2年間延長

## 適用時期

平成25年12月31日まで

# 譲渡所得の課税の特例の見直し①

## ポイント

マンション建替事業に係る特例措置等の適用対象が拡充されます。

## 改正内容

### 1. マンション建替え円滑化法に基づくマンション建替事業に係る特例措置

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用対象となるマンション建替事業の施行者に対する土地等の譲渡について、次に掲げる施行再建マンション（マンション建替事業により建設される再建マンションをいいます）の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たすものの建築の事業の用に供される土地等の譲渡となります（法人税についても同様）。

区分	要件
イ 施行再建マンションのうち、各住戸の戸境壁を再構築することにより、その各住戸の専有部分の面積を変更することができる構造となっているもの	<p>その施行再建マンションの住戸の平均床面積が、右記に掲げる住戸の区分に応じそれぞれ次に定める面積以上であること</p> <p>(イ) 建て替えられるマンションに現に入居している単身者（同居する親族がない者をいいます）が入居すべき住戸については、<math>25\text{ m}^2</math></p> <p>(ロ) 建て替えられるマンションに現に入居している60歳以上の者で、所得水準等から勘案して<math>50\text{ m}^2</math>以上の住戸とするための資金負担に耐えられないと認められる者（単身者を除きます）が入居すべき住戸については、<math>30\text{ m}^2</math></p> <p>(ハ) (イ)及び(ロ)の者以外の者が入居すべき住戸については、<math>50\text{ m}^2</math></p>
□ 上記イ以外の施行再建マンション	その施行再建マンションの各住戸の床面積が、上記イ(イ)から(ハ)までに掲げる住戸の区分に応じそれぞれ上記イ(イ)から(ハ)までに定める面積以上であること

# 譲渡所得の課税の特例の見直し②

## ポイント

マンション建替事業に係る特例措置等の適用対象が拡充されます。

## 改正内容

### 2. マンション建替事業により建設される施行再建マンションの床面積に係る要件

マンション建替え円滑化法施行規則の一部改正に伴い、次に掲げる特例の対象となるマンション建替事業により建設される施行再建マンションの床面積に係る要件について、都道府県知事が定める基準以上であることになります。

- (1) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例
- (2) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除

### 3. 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の特別控除の適用期限延長

特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、適用対象から一団の住宅建設に関する事業を除外した上、その適用期限が3年間延長されます。

### 4. 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の見直し

収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、次の見直しが行われます。

- (1) 収用対象事業用地の買取に係る簡易証明制度の対象に、社会福祉法人等の設置に係る児童発達支援センターが追加されます。
- (2) 新たに土地収用法上の収用適格事業に位置付けられた汚染廃棄物等の処理施設（仮称）の整備に関する事業により土地等が買い取られる場合が本特例の対象となります。

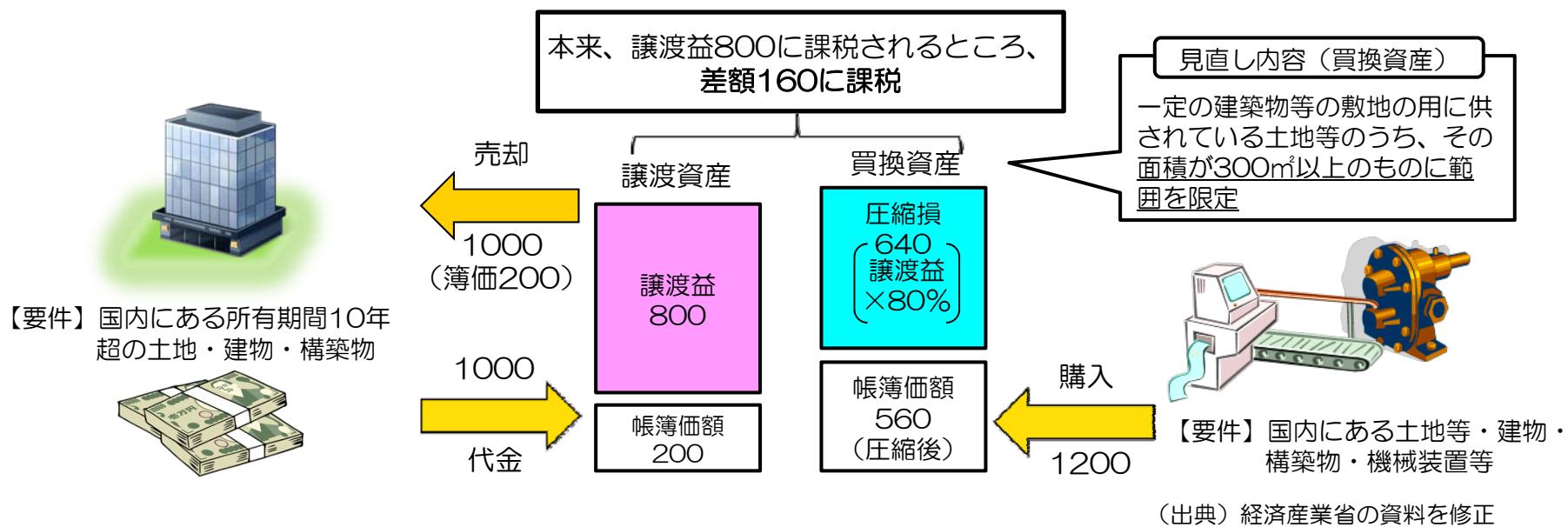
# 特定の資産の買換えの場合の課税の特例（所得税・法人税）

## ポイント

10年を超える事業用の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えを行った場合、その譲渡資産の譲渡益又は買換資産の取得価額の最大で80%相当分については譲渡がなかったものとして課税の繰延べができる現行制度が、買換資産に一部制限を加えた上で3年間延長されます。

## 改正内容

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えについて、土地等の範囲を事務所等の一定の建築物等の敷地の用に供されているもののうちその面積が $300m^2$ 以上のものに限定する等の買換資産の見直しを行った上で、その適用期限が3年延長されます。



## 適用時期

平成26年12月31日まで延長（改正内容は平成24年1月1日以降の譲渡から適用）

# 土地・住宅に係る不動産取得税の特例措置の延長

## ポイント

不動産取得税の軽減税率等の特例は3年間、住宅及び住宅用地の取得に係る不動産取得税の特例は2年間延長されます。

## 改正内容

### (1) 土地・住宅用建物に係る不動産取得税の軽減税率等の特例の延長

不動産の流動化を促進する観点から、土地及び住宅用建物に係る軽減税率3%（標準税率・本則4%）及び宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例（固定資産税評価額の1/2）の適用期限が3年間延長されます。

#### 【不動産取得税に係る特例】

	課税標準の特例	軽減税率
宅地評価土地（住宅）	1/2	3%
宅地評価土地（非住宅）	1/2	3%
建物（住宅）	(1,200万円控除等)	3%
建物（非住宅）	—	4%（本則）

### (2) 住宅及び住宅用地の取得に係る不動産取得税の特例の延長

新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置（床面積の2倍（200m<sup>2</sup>を限度）相当額の減額）について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を3年（本則2年）とする緩和措置の適用期限が2年間延長されます。

また、新築住宅をデペロッパー等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6ヶ月）とする緩和措置の適用期限が2年間延長されます。

## 適用時期

- (1) 平成27年3月31日まで3年間延長
- (2) 平成26年3月31日まで2年間延長

# 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長

## ポイント

住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、良質な住宅の建設を促進し、居住水準の向上及び良質な住宅ストックの形成を図るため、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限が2年間延長されます。

## 改正内容

新築された住宅について、120m<sup>2</sup>（課税床面積）までの部分について3年間（中高層住宅は5年間）にわたって固定資産税額（家屋分）が1/2に減額される制度が2年間延長されます。

### 【新築住宅に係る固定資産税の減額措置】

- 一般の住宅 3年間 税額の1/2減額
- 中高層住宅 5年間 税額の1/2減額

### 【減額の対象となる住宅の要件】

- 専用住宅または併用住宅であること  
(併用住宅の場合、居住用部分が1/2以上)
- 居住部分の床面積が一戸につき50m<sup>2</sup>以上280m<sup>2</sup>以下であること  
(賃家住宅の場合1戸のつき40m<sup>2</sup>以上280m<sup>2</sup>以下)

### 【一般住宅の減額措置のイメージ】（標準的な住宅を取得した場合）

	戸建て	分譲マンション
販売価格（家屋部分）	2,300万円	2,000万円
1年目の固定資産税額（家屋部分）	9.1万円	7.6万円
軽減措置廃止による固定資産税増額	25.6万円	34.6万円
特例の適用期間	3年間	5年間

（出典）国土交通省の資料を修正

## 適用時期

平成26年3月31日まで2年間延長

# 会社分割に伴う流通税の軽減措置

## ポイント

会社分割に伴う不動産の所有権等の移転登記等に係る税率軽減措置について、軽減税率を縮小した上で適用期限が3年間延長されます。抵当権等の移転登記等に係る税率軽減措置は廃止されます。

## 改正内容

### 会社分割に伴う不動産の所有権等の移転登記等に係る税率軽減措置

	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
所有権の移転登記(延長)	13/1,000	15/1,000	18/1,000
地上権の移転登記(延長)	6.5/1,000	7.5/1,000	9/1,000
所有権の移転の仮登記等(延長)	6.5/1,000	7.5/1,000	9/1,000
地上権の移転の仮登記等(延長)	3.25/1,000	3.75/1,000	4.5/1,000
抵当権等の移転登記等(廃止)	1.8/1,000	2/1,000	2/1,000

### 産業活力の再生および産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等または認定中小企業承継事業再生計画に基づき行う会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記の税率軽減措置

	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成26年3月31日まで
所有権の移転登記	2/1,000	4/1,000

# 土地に係る固定資産税の負担調整措置①

## ポイント

現行、一定の負担水準の土地について、固定資産税の課税標準額を前年度の課税標準額に据置く負担調整措置特例が定められています。このうち、住宅用地に係る負担調整措置特例が一定の経過措置を講じた後に廃止されます。

## 制度内容

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{今年度の固定資産税評価額}} \times \frac{1}{6} \text{ (または } \frac{1}{3} \text{) } \times 100\%$$

**課税標準額** ○小規模住宅用地：住宅敷地で住宅1戸につき200 m<sup>2</sup>までの土地

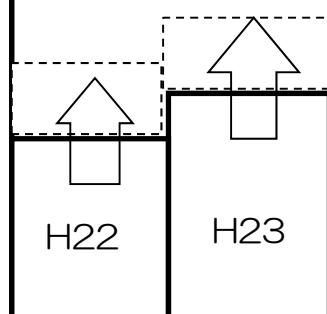
本則課税標準額（課税標準額の上限額）  
(小規模住宅用地：固定資産税評価額 × 1/6)  
(一般住宅用地：固定資産税評価額 × 1/3)

措置特例  
(H9年度導入)

措置特例の適用により課税標準額の是正措置を停止  
Ⓐ <負担水準80%以上100%未満の住宅用地の場合>  
前年度の課税標準額に据置き

Ⓑ <負担水準80%未満の住宅用地の場合>

毎年度、「本則課税標準額 × 5%」を限度に加算



負担調整措置

(政府税制調査会資料を修正)

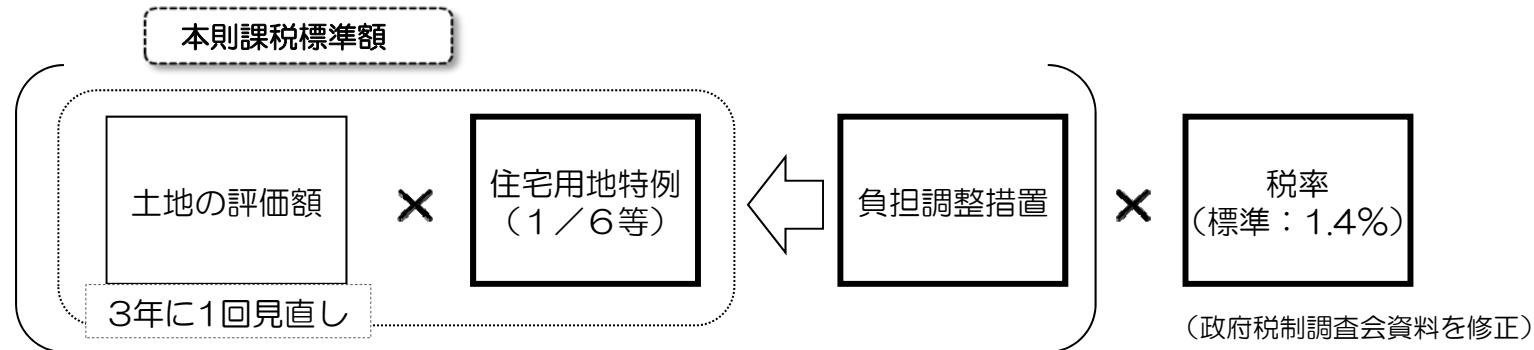
負担水準	負担調整措置(現行：住宅用地の場合)
100%以上	本則課税標準額
80%以上 100%未満	Ⓐ 前年度の課税標準額に据置き
80%未満	Ⓑ (前年度の課税標準額+本則課税標準額×5%) (上限) 本則課税標準額×80% (下限) 本則課税標準額×20%

# 土地に係る固定資産税の負担調整措置②

## 改 正 内 容

住宅用地に係る負担調整措置は平成24年度から平成26年度まで下表のように改正されます。  
土地に係る都市計画税の負担調整措置についても固定資産税の改正に伴い所要の改正がなされます。

【土地に係る固定資産税の基本的な計算方法イメージ（住宅用地の場合）】



平成24年度、25年度		平成26年度	
負担水準	負担調整措置(改正：住宅用地の場合)	負担水準	負担調整措置(改正：住宅用地の場合)
100%以上	本則課税標準額	100%以上	本則課税標準額
90%以上 100%未満	Ⓐ前年度の課税標準額に据置		Ⓑ(前年度の課税標準額+本則課税標準額5%)
90%未満	Ⓑ(前年度の課税標準額+本則課税標準額×5%) (上限)本則課税標準額×90% (下限)本則課税標準額×20%	100%未満	(上限)本則課税標準額 (下限)本則課税標準額×20%

## 適 用 時 期

住宅用地に係る平成24年度から平成26年度までの固定資産税について適用  
商業地等に係る負担調整措置は平成24年度から平成26年度まで現在の措置が継続

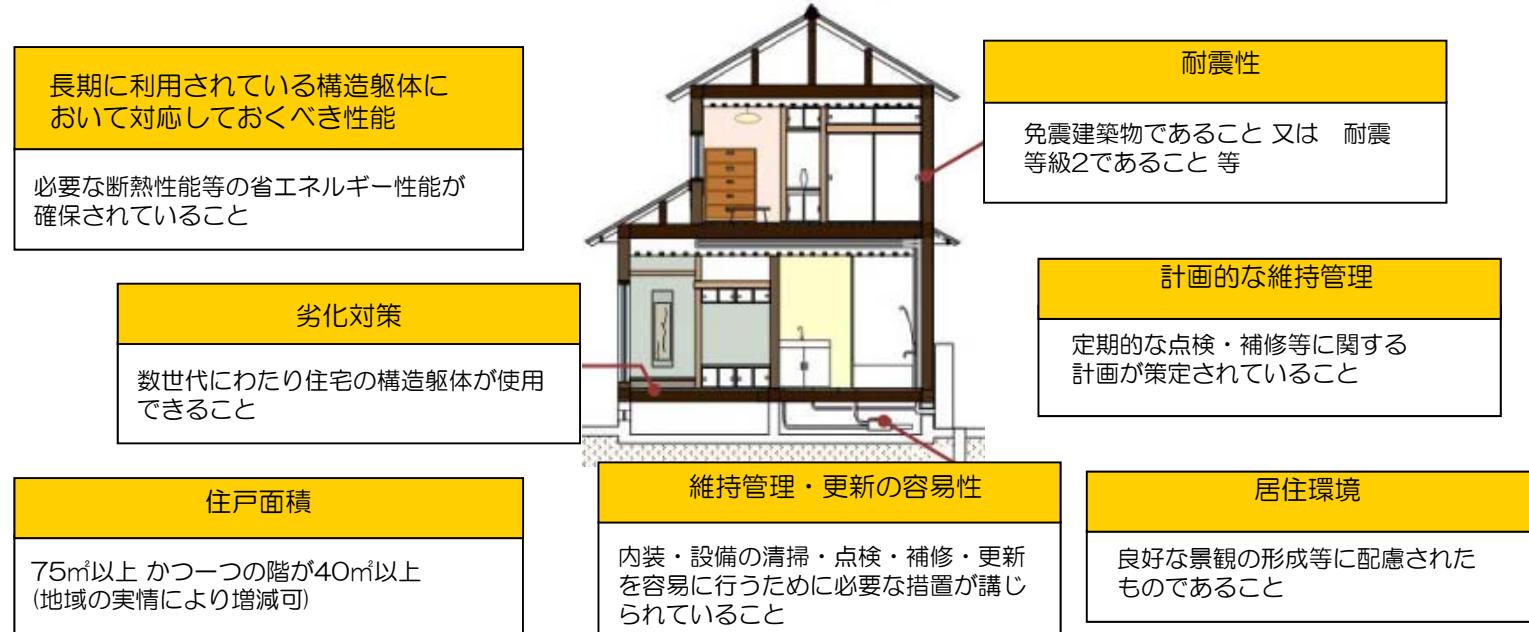
# 認定長期優良住宅・認定省エネ住宅(仮称)に係る特例措置①

## ポイント

耐久性に優れ、適切な維持保全が確保される住宅の普及を促進するため、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定を受けた新築住宅等(認定長期優良住宅)について、所得税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税の特例措置の適用期限が2年間延長されます。

## 制度内容

### 長期優良住宅認定基準のイメージ(戸建て)



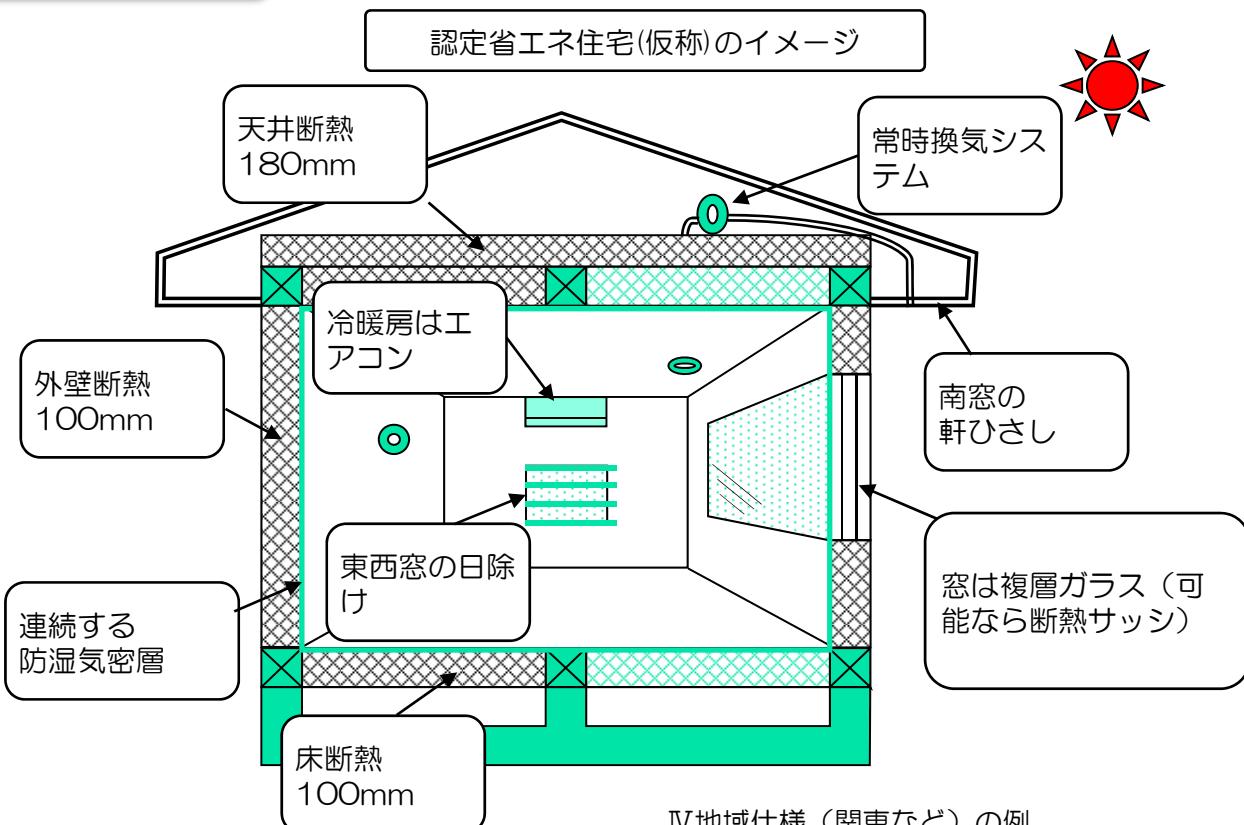
(出典) 国土交通省 資料を修正

# 認定長期優良住宅・認定省エネ住宅(仮称)に係る特例措置②

## ポイント

より高い省エネ性能を有する住宅の普及を促進するため、「低炭素まちづくり促進法」(仮称)に基づく、認定を受けた新築住宅等(認定省エネ住宅)について、所得税・個人住民税・登録免許税の特例措置が創設されます。

## 制度内容



太陽光発電パネル



建築主等が建築物の建築の計画を作成し、所管行政庁に申請

(出典) 国土交通省 資料を修正

# 認定長期優良住宅・認定省エネ住宅(仮称)に係る特例措置 ③

## ポイント

認定省エネ住宅(仮称)を取得した場合の住宅ローン控除が新設されます。認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除制度は、税額控除額の上限額を50万円に引き下げた上で、その適用期限が2年間延長されます。

## 改正内容

### (1) 借り入れをする場合の税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

所得税	一般住宅特例(既設)				認定長期優良住宅特例(既設)				認定省エネ住宅特例(改正による新設)			
居住開始年	控除対象限度額	控除率	控除期間	最大控除額	控除対象限度額	控除率	控除期間	最大控除額	控除対象限度額	控除率	控除期間	最大控除額
H21	5,000万円	1.0%	10年間	500万円	5,000万円	1.2%	10年間	600万円				
H22	5,000万円			500万円	5,000万円			600万円				
H23	4,000万円			400万円	5,000万円			600万円				
H24	3,000万円			300万円	4,000万円	1.0%	10年間	400万円	4,000万円	1.0%	10年間	400万円
H25	2,000万円			200万円	3,000万円			300万円	3,000万円			300万円
個人住民税	住宅借入金等特別税額控除額(所得税) > その年分の所得税額 の場合 ⇒ 翌年分の個人住民税から控除 [限度額：その年分の所得税の課税総所得金額等×5%(最高9.75万円)]											

### (2) 借り入れをしない場合の税額控除(投資型減税)

所得税	認定長期優良住宅特例(改正により縮小して延長)	控除対象限度額	控除率	最大控除額
	(適用期限) 平成25年12月31日までに入居した者(2年延長)	1,000万円⇒500万円	標準的な性能強化費用相当額×10%	100万円⇒50万円

## 適用時期

- (1) 平成24年・25年に取得し、居住の用に供した場合に適用
- (2) 平成25年12月31日までに取得し、居住の用に供した場合に適用

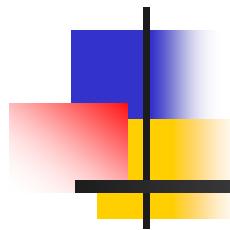
# 認定長期優良住宅・認定省エネ住宅(仮称)に係る特例措置 ④

## ポイント

認定長期優良住宅や認定省エネ住宅を取得した場合に、登録免許税、不動産取得税、固定資産税の特例措置の適用期限が2年間延長（認定省エネ住宅では創設）されます。

## 改正内容

		一般住宅特例(既設)	認定長期優良住宅特例(改正による延長)	認定省エネ住宅特例 (改正による新設)
登録 免許税	保存登記	1.5/1,000(本則 4/1,000) (平成25年3月31日まで)	1/1,000⇒1/1,000 (平成26年3月31日まで2年延長)	1/1,000 (平成26年3月31日まで)
	移転登記	3/1,000(本則 20/1,000) (平成25年3月31日まで)	戸建住宅 1/1,000⇒2/1,000 共同住宅 1/1,000 (平成26年3月31日まで2年延長)	1/1,000 (平成26年3月31日まで)
不動産 取得税	新築住宅等の 課税標準特例	住宅1戸当たり1,200万円控除  床面積要件50m <sup>2</sup> 以上240m <sup>2</sup> 以下 (一戸建以外の貸家) 床面積要件40m <sup>2</sup> 以上240m <sup>2</sup> 以下	住宅1戸当たり1,300万円控除 (平成26年3月31日まで2年延長)  床面積要件50m <sup>2</sup> 以上240m <sup>2</sup> 以下 (一戸建以外の貸家) 床面積要件40m <sup>2</sup> 以上240m <sup>2</sup> 以下	
固定 資産税	新築住宅等に 係る減額措置 (マンションは 3階建以上の耐 火・準耐火建 築物をいう)	120m <sup>2</sup> までの住宅部分を減額  戸建て 3年間 1/2 マンション 5年間 1/2  床面積要件50m <sup>2</sup> 以上280m <sup>2</sup> 以下 (一戸建以外の貸家) 床面積要件40m <sup>2</sup> 以上280m <sup>2</sup> 以下 (平成26年3月31日まで2年延長)	120m <sup>2</sup> までの住宅部分を減額  戸建て 5年間 1/2 マンション 7年間 1/2  床面積要件50m <sup>2</sup> 以上280m <sup>2</sup> 以下 (一戸建以外の貸家) 床面積要件40m <sup>2</sup> 以上280m <sup>2</sup> 以下 (平成26年3月31日まで2年延長)	



# その他

平成24年度税制改正案

# 地球温暖化対策のための課税の特例

## ポイント

石油石炭税に、「地球温暖化対策のための課税の特例」が創設されます。  
CO<sub>2</sub>排出量に応じた税率を上乗せします。

## 改正内容

「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せする税率は、次の通りとなります。

実施年月日	原油・石油製品 [1㎘当たり]	ガス状炭化水素 [1㎘当たり]	石炭 [1㌧当たり]
現行	2,040円	1,080円	700円
平成24年10月1日	2,290円	1,340円	920円
平成26年4月1日	2,540円	1,600円	1,140円
平成28年4月1日	2,800円	1,860円	1,370円

## 検討事項

地球温暖化対策については、今回「地球温暖化対策のための税」として、CO<sub>2</sub>排出抑制に資する観点から新たに設けられた「地球温暖化対策のための課税の特例」、国内排出量取引制度、再生可能エネルギー全量固定価格買取制度といった施策の整合性確保が不可欠であり、各施策の進捗を踏まえ、その整合性や政策効果の検証を行っていくこととします。

また、地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めます。

## 適用時期

平成24年10月1日から実施され、所要の経過措置が講じられます。

# 車体課税の見直し①

## ポイント

検査自動車（※）について自動車重量税の見直しが行われます。

## 改正内容

- ①検査自動車で電気自動車やハイブリッド自動車など（以下「次世代自動車」という。）の税率については、平成24年4月30日まではエコカー減税による免税となっておりますが、平成24年5月1日以降から本則税率（2,500円／0.5t）（例・自家用車）になります。
- ②①及び③以外の検査自動車の税率が下記表（乗用自動車の自家用のみ抜粋）に掲げる税率となります。
- ③新車登録から13年超の検査自動車には現行の税率水準が引き続き適用されます。
- ④次世代自動車のうち平成24年5月1日から平成27年4月30日までの間に新車に係る新規検査を受けるものについては、一定の基準にあわせてそれぞれ自動車重量税が免除・75%軽減・50%軽減となります。

車種	車検期間	課税単位	自家用（単位：円）
乗用自動車	3年	車両重量0.5t ごと	（現行）15,000 → （改正）12,300
	2年		（現行）10,000 → （改正）8,200
	1年		（現行）5,000 → （改正）4,100

※検査自動車とは燃費等の環境性能に関する一定の基準を満たしている自動車をいいます。

## 適用時期

①②については平成24年5月1日以後に適用

# 車体課税の見直し②

## ポイント

ユニバーサルデザインタクシー（※1）等の自動車重量税が免除されます。  
環境負荷の小さい自動車に係る自動車取得税については、以下の通り特例措置が講じられます。

## 改正内容

### (1) ユニバーサルデザインタクシー

- ①ノンステップバス及びリフト付きバス並びにユニバーサルデザインタクシーの自動車重量税が免除されます。
- ②衝突被害軽減ブレーキ（※2）を搭載した車両総重量が8tを超えるトラック及び車両総重量が13tを超えるトラクターの、自動車重量税の税率が50%軽減されます。

※1 ユニバーサルデザインタクシーとは、車いす使用者に限らず、足腰の弱い高齢者、妊娠中の女性、ベビーカー使用者などが使いやすいように設計されたタクシーです。予約制の福祉限定による利用に限らず、街中で呼び止めて誰もが気軽に利用できるタクシーを想定しています。

※2 衝突被害軽減ブレーキとは追突するまたは追突の可能性が高いと車両が判断すると自動的にブレーキが作動するシステムをいいます。

### (2) 電気自動車等

対象	自動車取得税の特例措置
次世代自動車（電気自動車等）	免除
平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いものなど。	税率の75%軽減
平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準を満たすものなど。	税率の50%軽減

ユニバーサルデザインタクシー  
(出典)国土交通省



【参考】次世代自動車購入時の減税額のイメージ



(例)  
車両価格:180万円  
重量:1.5トン  
排気量:1.8リットル

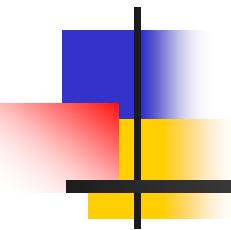
取得税81,000円

免除

(出典)経済産業省

## 適用時期

- (1) 平成24年5月1日から平成27年4月30日までの間に新車に係る新規検査を受けるものに適用
- (2) 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間の取得について適用



# 社会保障・税一体改革素案

平成23年12月30日素案発表  
平成24年 1月 6日素案決定

# 税制改正 工程表

2012 (H24) 年 2013 (H25) 年 2014 (H26) 年 2015 (H27) 年

(出典)「社会保障・税一体改革素案」を元に作成

## 【消費税】

①社会保障目的税化

● 一体改革法案

26年4月実施

→

②税率（国・地方）

●

26年4月実施  
8%へ引き上げ

→  
27年10月実施  
10%へ引き上げ

③課税の適正化

●

上記②と併せて実施

→

## 【個人所得課税】

①税率構造

● 一体改革法案

→  
27年1月施行

②金融所得課税

●

26年1月以降の本則税率化を前提に公社債の課税方式・損益通算検討

26年1月  
本則税率(20%)

→

③給与所得控除の上限設定

● 24年度改正法案

25年1月施行

→

④③以外の諸控除

●

社会保障改革の内容等を踏まえながら方検討

→

## 【法人課税】

法人実効税率

24年度～  
実効税率約5%引下げ

復興特別法人税（～27年度）

27年度～  
実効税率約5%引下げ実現

雇用と国内投資拡大の観点から今般の引下げの効果等を検証しつつ、新成長戦略も踏まえ、法人課税について引き続き検討

→

## 【資産課税】

①相続税・贈与税の見直し

● 一体改革法案  
(23年度改正と同内容)

→  
27年1月施行

②事業承継税制

[見直し検討]

→  
上記①と併せて施行

# 消費税

## ポイント

消費税について、税収の使途の明確化・税率の引上げ・課税の適正化が行われます。

## 改正内容

改正案					適用時期	
消費税率の 引き上げ	適用時期	消費税	地方消費税	合計	平成26年4月1日（②は平成27年10月1日）以後に行われる資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる外国貨物について適用。工事の請負等については所要の経過措置が設けられます。	
	平成26年4月1日～	6.3%	1.7%	8%		
	平成27年10月1日～	7.8%	2.2%	10%		
事業者免税点の見直し	① 資本金1,000万円未満の新設法人に関する免税点制度について、5億円超の課税売上高を有する事業者が直接又は間接に支配する法人（親族、関連会社等を含めた資本の持分比率が50%超の会社）を設立した場合については、当該新設された法人の設立当初2年間については、課税事業者とするなど現行の資本金1,000万円以上の新設法人に対する措置と同様の措置が講じられます。 ② 上記に該当することとなった場合の届出書の提出などについて所要の措置が講じられます。					
簡易課税制度の見直し	簡易課税制度のみなし仕入率については、業種によって、みなし仕入率の水準が実際の仕入率を大幅に上回っている状況にあることを踏まえ、みなし仕入率の水準について必要な見直しが行われます。					
中間申告制度の見直し	① 中間申告義務のない直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税を含む）が60万円以下の事業者のうち、自主的に中間申告を行う意思を有する事業者について、任意の中間申告（年1回・半期）を可能とする制度が導入されます。 ② 消費税の中間申告（年1回、3回または11回）に係る確定消費税額の最低額については、消費税額と地方消費税額を合わせた額を現行の最低額と同一とする基本として調整されます。					

# 消費税その他事項・法人課税

## ポイント

消費税率の引上げについて、緩和措置等が検討されます。

## 改正内容

### 【消費税】

#### (1) 税率の引き上げ

法律成立後、引上げにあたって、経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応できるよう、消費税率引上げ実施前に「経済状況の好転」について、名目・実質成長率、物価動向など、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、引上げの停止を含め所要の措置を講ずるものとする旨の規定が設けられます。

#### (2) 社会保険診療

社会保険診療は、消費税を非課税とする取り扱いが継続されます。医療機関等の行う高額の投資に係る消費税負担に關し、新たに一定の基準に該当するものに対して区分して手当を行うことが検討されます。これにより医療機関等の仕入れに係る消費税額については、診療報酬など医療保険制度において手当されることになります。また、医療機関等の消費税負担について、厚生労働省において定期的に検証する場が設けられます。

#### (3) 住宅の取得

住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要とその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化および緩和する観点から、住宅取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討されます。

### 【法人課税】

復興特別法人税課税期間終了後（平成27年度以降）において、実効税率の引下げが実現することとなります。その後も引き続き、雇用と国内投資拡大の観点から、今般の税率引下げの効果や主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、新成長戦略も踏まえて、法人課税のあり方について検討されます。

# 個人所得課税・金融所得課税他

## ポイント

税率構造の見直し、金融所得課税における軽減税率の撤廃、諸控除の検討、高齢者・年金に関する税制の検討、個人住民税の検討が主な内容となります。

## 改正内容

### (1) 税率構造の変更

平成27年分の所得税から課税所得5,000万円超の税率が40%から45%に変更されます。

### (2) 金融所得課税における軽減税率の撤廃

経済金融情勢が急変しない限り、個人の上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率は、現行法令どおり、平成26年1月から20%の本則税率になります。

### (3) 少額上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の非課税措置（日本版ISA）の導入

経済金融情勢が急変しない限り、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置（日本版ISA）が平成26年1月から導入されます。

### (4) 公社債等に対する課税方式

（2）の軽減税率の撤廃を踏まえ、平成25年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更と損益通算の範囲の拡大が検討されます。

### (5) その他

今後の扶養控除のあり方について、社会保障改革の内容や給付付き税額控除の導入を巡る議論を踏まえた上で検討されます。その他、成年扶養控除、配偶者控除、給与所得控除、高齢者・年金に関する税制、個人住民税についても検討されます。

# 資産課税①

## ポイント

相続税については、その資産再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する観点から、相続税の基礎控除の引下げ等を通じた課税ベースの拡大等の増税策が盛り込まれる一方、高齢者が保有する資産の現役世代への移転を促す等の観点から、贈与税の税率構造の緩和などの減税策も盛り込まれます。

## 改正内容

### (1) 相続税の基礎控除及び税率構造の見直し

#### 〔現行の基礎控除〕

5,000万円+1,000万円 × 法定相続人の数



#### 〔改正案の基礎控除〕

3,000万円+ 600万円 × 法定相続人の数

現 行 の 税 率		
各取得分の金額	税 率	控除額
1000万円以下	10%	—
3000万円以下	15%	50万円
5000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1700万円
3億円超	50%	4700万円

改 正 案 の 税 率		
各取得分の金額	税 率	控除額
1000万円以下	10%	—
3000万円以下	15%	50万円
5000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1700万円
3億円以下	45%	2700万円
6億円以下	50%	4200万円
6億円超	55%	7200万円

### (2) 曆年贈与財産にかかる贈与税の税率構造の見直し

基礎控除及び配偶者控除後の課税価格	税 率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円



20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与		
基礎控除及び配偶者控除後の課税価格	税 率	控除額
200万円以下	10%	—
400万円以下	15%	10万円
600万円以下	20%	30万円
1,000万円以下	30%	90万円
1,500万円以下	40%	190万円
3,000万円以下	45%	265万円
4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

左以外の贈与財産に係る贈与		
基礎控除及び配偶者控除後の課税価格	税 率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,500万円以下	45%	175万円
3,000万円以下	50%	250万円
3,000万円超	55%	400万円

## 適用時期

- (1) 平成27年1月1日以後の相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について適用
- (2) 平成27年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用

## 資産課税②

### ポイント

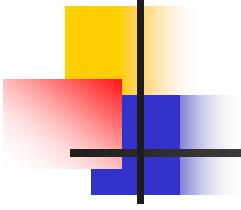
死亡保険金に係る相続税の非課税措置については、「相続人の生活の安定」という制度趣旨に照らし、未成年者や障害者といった真に配慮が必要な相続人に係る相続事案のみを対象とする見直しが行われます。

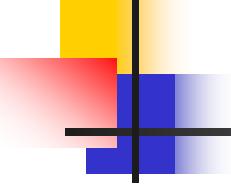
### 改正内容

項目	現行	改正案
(3) 死亡保険金の非課税限度額	500万円×法定相続人の数	500万円×法定相続人（未成年者、障害者または相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限る）の数
(4) 未成年者控除	20歳までの1年につき6万円	20歳までの1年につき10万円
(5) 障害者控除	85歳までの1年につき6万円 (特別障害者は12万円)	85歳までの1年につき10万円 (特別障害者は20万円)
(6) 相続時精算課税制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受贈者は、20歳以上の推定相続人のみが適用対象</li> <li>・贈与者は、年齢が65歳以上が要件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受贈者の範囲に、20歳以上である孫を追加</li> <li>・贈与者の年齢要件を、60歳以上に引下げ</li> </ul>

### 適用時期

(3)～(5) 平成27年1月1日以後の相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について適用  
 (6) 平成27年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用





# 平成24年度税制改正冊子作成委員会

## 平成24年度税制改正冊子作成委員会

### 東京 朝日税理士法人

#### 作成担当者

- 〔本 部〕 川崎剛志、木村匡成、郡司雅之、鈴木恵子、関口英二郎、田井貴彦、高尾英一、田中久計、西野哲広、  
東山秀之、星田直太、森田栄治  
〔城 南〕 秋田大策、片岡勇一、閑野望、古閑俊郎、小坂光重、島原由佳、清水博崇、松角潤悦、松原喜一郎、  
安井尚史  
〔神奈川〕 百武美和子

#### 事 務 局

- 〔本 部〕 長谷川ルリ子  
〔城 南〕 木屋正樹、小林浩二

#### 連 絡 先

- 〔本 部〕 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階  
TEL 03-3556-6000 担当 長谷川ルリ子  
〔城 南〕 東京都世田谷区玉川台2-3-20  
TEL 03-3700-3331 担当 木屋正樹・小林浩二

本資料は、平成23年11月30日に成立した「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案中修正」及び「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案中修正」と「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案」、平成23年12月10日に発表された「平成24年度税制改正大綱」と平成23年12月30日に発表された「社会保障・税一体改革素案」の内容を解説したものです。改正は国会の審議を経て可決・決定されるものであり、本資料の内容には正確を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等を行なうときは、必ず事前に顧問税理士等の専門家に相談してください。また、資料の出典については、出典先の資料をそのまま使ったケースと一部に加筆修正したケースがあります。